

令和5年2月15日

審査庁

安芸高田市長 石丸 伸二 様

安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会
会 長 原 田 武 彦

安芸高田市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

安芸高田市が令和4年6月27日付けで行った行政文書非公開決定処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

答 申

1 審査会の結論

安芸高田市長（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 6 月 27 日付けで行った行政文書不存在を理由とする行政文書非公開決定（以下「本件決定」という。）に対する審査請求は、棄却することが妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和 4 年 6 月 11 日付けで、安芸高田市情報公開条例（平成 16 年安芸高田市条例第 14 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対し、「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例 2 条八の二表中（17）（18）（19）（20）の処分基準」（以下「対象行政文書」という。）の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、対象行政文書が存在しないことを理由として、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、令和 4 年 7 月 7 日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条に基づき、審査請求を行った。

3 審査請求人の主張

審査請求人は、本件決定の違法性を主張しており、その要旨は概ね次のとおりである。

- (1) 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例第 2 条八の二表中（17）、（18）、（19）及び（20）は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）及び広島県屋外広告物 条例（昭和 24 年広島県条例第 72 号）に基づき広島県が実施すべき事務のうち、市町に権限が移譲された不利益処分に関する事務である。
- (2) また、安芸高田市行政手続条例（平成 16 年安芸高田市条例第 12 号）第 12 条第 1 項は、「行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。」と規定している。
- (3) よって、安芸高田市において当該事務に係る処分基準が存在しないとは考えられないため、本件決定は違法である。

4 実施機関の主張

実施機関の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

実施機関において、対象行政文書は作成されていない。よって、不存在であることを理由として本件決定を行ったことに違法又は不当な点は何ら存在しない。

5 審査会の判断

(1) 対象行政文書について

当審査会において調査したところ、実施機関において対象行政文書が作成された事

実は認められなかった。

(2) 本件決定の妥当性について

本件決定の理由について、対象行政文書を保有していないという実施機関の説明に特段不合理な点はなく、実施機関の主張を覆すに足る事情も認められない。

(3) 附帯意見

審査請求人は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において、実施機関における対象行政文書の作成義務について、自身の見解を述べている。

しかしながら、条例に基づく審査請求は、実施機関が行った公開決定又は公開請求に係る不作為について不服を申し立てる制度であり、実施機関が行ったその他の行政行為、各種処分等の違法性を主張し、又はその判断を求めるための制度ではない。

この点、条例の趣旨及び発端となった業務の実施方法等について、実施機関から審査請求人に対して丁寧な説明をすることが望ましい。

6 結論

以上を踏まえ、1記載のとおり、判断する。

7 審議等の経過

年月日	処理内容
令和4年8月8日	実施機関から諮問書の受理
令和4年8月18日	第1回審議
令和4年8月24日	反論書の受理
令和4年10月4日	第2回審議
令和4年11月8日	第3回審議（口頭意見陳述）
令和5年2月15日	第4回審議（答申検討）
令和5年2月15日	答申

令和5年2月15日

安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会

原田 武彦

宮畑 加奈子

小川 仁士

安藤 福平